

東京港埠頭株式会社が保有する個人情報の保護に関する細則

平成27年11月1日

細則第3号

改正 平成30年3月1日 29総総第504号

(趣旨)

第1条 この細則は、東京港埠頭株式会社個人情報の保護に関する規程（以下「規程」という。）第34条の規定により、東京港埠頭株式会社（以下「会社」という。）が保有する個人情報の保護に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開示申出書の提出)

第2条 規程第14条第1項の規定に基づき開示請求をしようとする者は、保有個人情報開示申出書（様式第1号）を会社に提出しなければならない。

(開示申出者の確認)

第3条 規程第14条第2項及び規程第16条第1項に規定する書類は、次の各号のいずれかに掲げる書類及び戸籍謄本その他申出資格を有することを証明する書類（法定代理人による申出及び死者に関する情報のうち、相続した財産に関する情報等申出者を本人とする保有個人情報と認められるものに係る申出の場合に限る。）とする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署から発行若しくは発給されたその他の書類若しくはこれに類する書類であって、氏名及び出生の年月日若しくは住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして会社が適当と認めるもののうちからいずれか1つ
- (3) 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署及びこれに準ずる団体等から発行若しくは発給された書類又はこれに類する書類であって会社が適当と認めるもの（個人識別事項の記載があるものに限る。）のうちからいずれか2つ

(開示決定通知書等)

第4条 規程第15条第2項に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、同表右欄に掲げる通知書とする。

1 規程第15条第1項の規定により保有個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合	保有個人情報開示決定通知書(様式第2号)
2 規程第15条第1項の規定により保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合	保有個人情報一部開示決定通知書(様式第3号)
3 規程第15条第1項の規定により保有個人情報の全部を開示しない旨の決定(規程第20条の規定により開示申出を拒否するとき及び開示申出に係る保有個人情報を保有していないときの当該決定を含む。)をした場合	保有個人情報非開示決定通知書(様式第4号)

- 2 規程第15条第3項に規定する書面は、決定期間延長通知書(保有個人情報開示申出)(様式第5号)とする。
- 3 規程第15条第4項に規定する書面は、決定期間特例延長通知書(保有個人情報開示申出)(様式第6号)とする。
- 4 規程第15条第7項に規定する会社が定める事項は、当該文書等の作成年月日、当該開示申出者以外の者に係る情報の内容その他必要な事項とする。
- 5 会社は、規程第15条第7項の規定により開示申出者以外の者に意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書(様式第7号)により通知するものとする。
- 6 会社は、規程第15条第8項に規定する反対意見書(開示決定等に係る意見書(様式第8号))が提出された場合において、当該反対意見書に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、直ちに開示決定に係る通知書(様式第9号)により反対意見書を提出した者に通知するものとする。

(電磁的記録に記録された保有個人情報の開示方法)

第5条 規程第16条第2項の規定により、電磁的記録(ビデオテープ、録音テープその他の映像又は音声記録された電磁的記録を除く。以下この項において同じ。)に記録された保有個人情報の開示は、電磁的記録に記録された当該保有個人情報に係る部分を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録に記録された当該保有個人情報に係る部分をディスプレイ等映像又は音声の出力装置に出力したものの視聴又はフロッピーディスク、光ディスク若しくはその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、電磁的記録に記録された当該保有個人情報の視聴又は当該複写したものの交付により開示を行うことができる。

(開示の実施等)

第6条 保有個人情報の開示を写しの交付の方法により受ける者は、保有個人情報の開示(写しの交付)申込書(様式第10号)を提出しなければならない。

- 2 保有個人情報の開示を行う場合において、写しを交付するときの交付部数は、申出があった保有個人情報が記録された文書1件につき1部とする。
- 3 会社は、保有個人情報が記録された文書の閲覧又は視聴を受ける者が当該閲覧又は視聴に係る保有個人情報が記録された文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報が記録された文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

(未成年者の確認書の提出)

第7条 会社は、未成年者の法定代理人による開示申出がなされた場合であって、当該未成年者が満15歳に達しているときは、開示することが規程第17条第7号の規定に該当するかどうかの判断に当たり、当該未成年者に開示についての確認書(様式第11号)の提出を求めることができる。

(訂正申出書の提出)

第8条 規程第22条第1項の規定に基づき訂正申出をしようとする者は、保有個人情報訂正申出書(様式第12号様式)を会社に提出しなければならない。

(訂正申出者の確認等)

第9条 規程第22条第3項において準用する規程第14条第2項に規定する書類については、第3条の規定を準用する。

- 2 会社は、訂正申出に係る保有個人情報が開示の決定を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、訂正申出をしようとする者に対し、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることができる。

(訂正決定通知書等)

第10条 規程第24条第2項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第13号)とする。

2 規程第24条第3項に規定する書面は、保有個人情報非訂正決定通知書(様式第14号)とする。

3 規程第24条第5項において準用する規程第15条第3項に規定する書面は、決定期間延長通知書(保有個人情報訂正申出)(様式第15号)とする。

(利用停止申出書の提出)

第11条 規程第26条第1項の規定に基づき利用停止申出をしようとする者は、保有個人情

報利用停止申出書（様式第16号）を会社に提出しなければならない。

（利用停止申出者の確認等）

第12条 規程第26条第2項において準用する規程第14条第2項に規定する書類については、第3条の規定を準用する。

- 2 会社は、利用停止申出に係る保有個人情報が開示の決定を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、利用停止申出をしようとする者に対し、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることができる。

（利用停止決定通知書等）

第13条 規程第28条第2項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第17号）とする。

- 2 規程第28条第3項に規定する書面は、保有個人情報利用非停止決定通知書（様式第18号）とする。
- 3 規程第28条第5項において準用する規程第15条第3項に規定する書面は、決定期間延長通知書（保有個人情報利用停止申出）（様式第19号）とする。

（審査請求書の提出）

第14条 規程第31条第1項の規定に基づき審査請求をしようとする者は、審査請求書（様式第20号）を会社に提出しなければならない。

（審査請求回答書）

第15条 規程第31条第3項に規定する書面は、審査請求回答書（様式第21号）とする。

附則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成27年11月1日から施行する。

附則

この細則は、平成30年3月1日から施行する。

保有個人情報開示申出書

年 月 日

東京港埠頭株式会社
代表取締役社長 殿

住所又は居所

申出者 氏 名

電 話 番 号

東京港埠頭株式会社個人情報の保護に関する規程第14条第1項の規定に基づき、次のとおり申出します。

1 開示申出に係る保有個人情報の内容			
2 開示の区分（希望する開示方法を○で囲んでください。）		(1) 閲覧 (2) 視聴 (3) 写しの交付	
3 法定代理人による開示申出の場合の本人の氏名等	本人の状況	右のうち該当するものを○で囲んでください。	(1) 未成年者（15歳未満） (2) 未成年者（満15歳以上） (3) 成年被後見人
	本人の氏名		
	本人の住所又は居所及び電話番号		
※ 担当課処理欄	申出者本人確認欄		
	申出資格確認欄		
※ 備考			

- 注1 「開示申出に係る保有個人情報の内容」欄は、開示申出をしようとする保有個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。
- 2 法定代理人による申出又は死者に関する情報のうち、申出者を本人とする保有個人情報と認められるものに係る申出の場合は、申出者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 3 「本人の住所又は居所及び電話番号」欄には、本人の連絡先が本人の住所又は居所及び電話番号と異なるときは、連絡先も併せて記入してください。
- 4 ※印欄は、記入しないでください。

第 年 月 日
年 月 日

保有個人情報開示決定通知書

様

東京港埠頭株式会社
代表取締役社長

年 月 日付けの保有個人情報の開示申出に対して、東京港埠頭株式会社個人情報の保護に関する規程第15条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

1 申出に係る保有個人情報の内容			
2 保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場 所		
3 担当課	電話番号		
4 備 考			

- 注1 当日は、この通知書と申出者本人であることを証明する書類を持参してください。
注2 上記の日時においではなれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。
注3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に、東京港埠頭株式会社代表取締役社長に対して審査請求をすることができます。

第 年 月 日 号

保有個人情報一部開示決定通知書

様

東京港埠頭株式会社
代表取締役社長

年 月 日付けの保有個人情報の開示申出に対して、東京港埠頭株式会社個人情報の保護に関する規程第15条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

1 申出に係る保有個人情報の内容			
2 保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 午前 時 分 午後	
	場 所		
3 開示しない部分及びその理由	(東京港埠頭株式会社個人情報の保護に関する規程第17条第 号に該当)		
4 担当課	電話番号		
5 備考			

- 注1 当日は、この通知書と申出者本人であることを証明する書類を持参してください。
 2 上記の日時においでになれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。
 3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に、東京港埠頭株式会社代表取締役社長に対して審査請求をすることができます。

第 年 月 日

保有個人情報非開示決定通知書

様

東京港埠頭株式会社
代表取締役社長

年 月 日付けの保有個人情報の開示申出に対して、東京港埠頭株式会社個人情報の保護に関する規程第15条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を開示しないことを決定したので通知します。

1 申出に係る保有個人情報の内容	
2 開示をしない理由	(東京港埠頭株式会社個人情報の保護に関する規程第17条第 号に該当)
3 担当課	電話番号
4 備考	

注 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に、東京港埠頭株式会社代表取締役社長に対して審査請求をすることができます。

第 年 月 号
年 月 日

決定期間延長通知書
(保有個人情報開示申出)

様

東京港埠頭株式会社
代表取締役社長

年 月 日付けの保有個人情報の開示申出に対して、東京港埠頭株式会社個人情報の保護に関する規程第15条第3項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 申出に係る保有個人情報の内容	
2 東京港埠頭株式会社個人情報の保護に関する規程第15条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長理由	
5 担当課	電話番号
6 備考	

第 年 月 日

決定期間特例延長通知書
(保有個人情報開示申出)

様

東京港埠頭株式会社
代表取締役社長

年 月 日付けの保有個人情報の開示申出に対して、東京港埠頭株式会社個人情報の保護に関する規程第15条第4項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 申出に係る保有個人情報の内容	
2 東京港埠頭株式会社個人情報の保護に関する規程第15条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 開示申出に係る保有個人情報のうち相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 上記3の期間内に開示決定等をする部分	
5 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
6 東京港埠頭株式会社個人情報の保護に関する規程第15条第4項を適用する理由	
7 担 当 課	電話番号
8 備 考	

第 年 月 号
日

意見照会書

様

東京港埠頭株式会社
代表取締役社長

東京港埠頭株式会社個人情報の保護に関する規程に基づき、次のとおり _____ に関する情報が含まれた保有個人情報について開示申出がありました。
本開示申出に係る保有個人情報の開示決定等について御意見があれば、別紙「開示決定等に係る意見書」により、 年 月 日までに回答してください。

1 開示申出に係る保有 個人情報が記録された 文書等の件名及び作成 年月日	
2 _____ に関する 情報の内容	
3 担当課及び意見書 提出先	電話番号
4 備 考	

開示決定等に係る意見書

年 月 日

東京港埠頭株式会社
代表取締役社長 殿

住所又は居所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕

年 月 日付

号で照会のあつた件について、次のとおり回答します。

1 開示請求に係る保有 個人情報記録された文 書等の件名		
2 開示決定に対する反対 意思の有無	有	無
3 意見（開示決定に反対 する理由）		

第 年 月 日
号

開示決定に係る通知書

様

東京港埠頭株式会社
代表取締役社長

年 月 日付けの _____ に関する情報が含まれた保有個人情報の開示申出について、東京港埠頭株式会社個人情報の保護に関する規程第15条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報を開示することを決定したので通知します。

1 開示申出に係る保有 個人情報が記録された 文書等の件名	
2 開示決定をした理由	
3 開示をする日	年 月 日
4 担当課	電話番号
5 備考	

注 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に、東京港埠頭株式会社代表取締役社長に対して審査請求をすることができます。

保有個人情報の開示(写しの交付)申込書

年 月 日

東京港埠頭株式会社
代表取締役社長 殿

申込者	(ふりがな) 氏名	
	住所	〒

_____年 _____月 _____日付 第 _____号 で、通知があった保有個人情報の開示(写しの交付)を次のとおり申し込みます。

保有個人情報の内容	開示の方法	金額
	写しの交付 (_____ 枚)	_____ 円
	写しの交付 (_____ 枚)	_____ 円
納付額計		_____ 円

担当課	
-----	--

第 年 月 日 号

様

東京港埠頭株式会社
代表取締役社長

以下の確認書は、別紙保有個人情報開示申出書の写しのとおり、 年 月 日付けであなたの法定代理人である _____ 様から申出があったあなたを本人とする保有個人情報の開示について、あなた自身の意思を確認するものです。御自身で「同意する」「同意しない」のいずれかを○で囲んで、住所又は居所及び氏名を御記入の上、 _____ 年 月 日までに返送してください。

なお、開示に同意された場合であっても、東京港埠頭株式会社個人情報の保護に関する規程第17条の規定に基づいて非開示となる場合があります。

確 認 書

私の法定代理人 _____ が私に代わって別紙保有個人情報開示申出書の写しのとおり請求した私を本人とする保有個人情報について開示することに

- 1 同意する。
- 2 同意しない。

（「同意する」「同意しない」のいずれかを○で囲んでください。）

年 月 日

住所又は居所

氏 名

（氏名は、必ず御自身で書いてください。）

保有個人情報訂正申出書

年 月 日

東京港埠頭株式会社
代表取締役社長 殿

住所又は居所
申出者 氏 名
電 話 番 号

東京港埠頭株式会社個人情報の保護に関する規程第22条第1項の規定に基づき、次のとおり申出します。

1	開示された保有 個人情報の内容	
2	訂正を求める内容	
※ 担当 課処 理欄	申出者本人 確認欄	
	申出資格確認欄	
	事実に合致する ことを証明する 書類等	
※	備 考	

注1 訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を提出し、又は提示してください。

2 法定代理人による申出又は死者に関する情報のうち、申出者を本人とする保有個人情報と認められるものに係る申出の場合は、申出者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。

3 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。

4 ※印欄は、記入しないでください。

第 年 月 号
年 月 日

保有個人情報訂正決定通知書

様

東京港埠頭株式会社
代表取締役社長

年 月 日付けの保有個人情報の訂正申出に対して、東京港埠頭株式会社個人情報の保護に関する規程第24条第1項の規定により、次のとおり訂正することを決定したので通知します。

1 開示された保有個人情報の内容	
2 訂正する保有個人情報の内容	
3 一部訂正とする理由（一部訂正を行うときのみ記入）	
4 担当課	電話番号
5 備考	

注 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に、東京港埠頭株式会社代表取締役社長に対して審査請求をすることができます。

第 年 月 号
年 月 日

保有個人情報非訂正決定通知書

様

東京港埠頭株式会社
代表取締役社長

年 月 日付けの保有個人情報の訂正申出に対して、東京港埠頭株式会社個人情報の保護に関する規程第24条第1項の規定により、次のとおり訂正しないことを決定したので通知します。

1 申出に係る保有個人情報の内容	
2 訂正をしない理由	
3 担当課	電話番号
4 備考	

注 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に、東京港埠頭株式会社代表取締役社長に対して審査請求をすることができます。

第 年 月 日 号

決定期間延長通知書
(保有個人情報訂正申出)

様

東京港埠頭株式会社
代表取締役社長

年 月 日付けの保有個人情報の訂正申出に対して、東京港埠頭株式会社個人情報の保護に関する規程第24条第5項において準用する同規程第15条第3項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

1 申出に係る保有個人情報の内容	
2 東京港埠頭株式会社個人情報の保護に関する規程第24条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長理由	
5 担当課	電話番号
6 備考	

保有個人情報利用停止申出書

年 月 日

東京港埠頭株式会社
代表取締役社長 殿

住所又は居所

申出者 氏 名

電 話 番 号

東京港埠頭株式会社個人情報の保護に関する規程第26条第1項の規定に基づき、次のとおり申出します。

1	開示された保有個人情報の内容	
2	利用停止申出の趣旨 (該当するものを○で囲んでください。)	(1) 利用の停止 (2) 消去 (3) 提供の停止
3	利用停止を求める理由	
※ 担当 課処 理欄	申出者本人 確認欄	
	請求資格確認欄	
※	備 考	

注1 「開示された保有個人情報の内容」欄は、申出をしようとする保有個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。

2 法定代理人による申出又は死者に関する情報のうち、申出者を本人とする保有個人情報と認められるものの申出の場合は、申出者であることを証明する書類に加え、資格を有することを証明する書類を提出し、又は提示してください。

3 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。

4 ※印欄は、記入しないでください。

第 年 月 日
号

保有個人情報利用停止決定通知書

様

東京港埠頭株式会社
代表取締役社長

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止申出に対して、東京港埠頭株式会社
個人情報の保護に関する規程第28条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることを決
定したので通知します。

1 開示された保有 個人情報の内容	
2 利用停止の内容	
3 利用停止年月日	年 月 日
4 担当課	電話番号
5 備考	

注 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して
三月以内に、東京港埠頭株式会社代表取締役社長に対して審査請求をすることができます。

第 年 月 号
年 月 日

保有個人情報利用非停止決定通知書

様

東京港埠頭株式会社
代表取締役社長

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止申出に対して、東京港埠頭株式会社
個人情報の保護に関する規程第28第1項の規定により、次のとおり利用停止をしないことを決
定したので通知します。

1 申出に係る保有個人 情報の内容	
2 利用停止をしない 理由	
3 担当課	電話番号
4 備考	

注 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算し
て三月以内に、東京港埠頭株式会社代表取締役社長に対して審査請求をすることができます。

第 年 月 日 号

決定期間延長通知書
(保有個人情報利用停止申出)

様

東京港埠頭株式会社
代表取締役社長

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止申出に対して、東京港埠頭株式会社個人情報の保護に関する規程第28条第5項において準用する同規程第15条第3項の規定により、次のとおり利用停止決定の期間を延長したので通知します。

1 申出に係る保有個人情報の内容	
2 東京港埠頭株式会社個人情報の保護に関する規程第28条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長理由	
5 担当課	電話番号
6 備考	

審査請求書

年 月 日

東京港埠頭株式会社
代表取締役社長 殿

住所又は居所
請求者 氏 名
電 話 番 号

東京港埠頭株式会社個人情報の保護に関する規程第31条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 審査請求の対象 となる決定及び その内容	
2 審査請求の内容	
3 担当課	
4 備考	

第 年 月 号
年 月 日

審査請求回答書

様

東京港埠頭株式会社
代表取締役社長

年 月 日付けの審査請求について、東京港埠頭株式会社個人情報の保護に関する規程第31条第3項の規定により、次のとおり回答します。

1 審査請求の内容	
2 審査請求の内容への回答	電話番号
4 担当課	
5 備考	